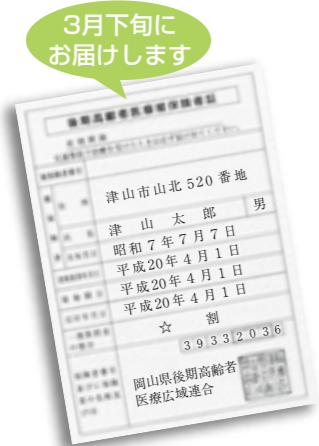


**保険料の金額は？**  
後期高齢者医療制度では、被保険者すべてが保険料を納めます。保険料は、被保険者全員が負担する均等割額と被保険者の所得に応じて負担する所得割額を合わせた金額になります。



**3月下旬にお届けします**  
被保険者証は、3月下旬に住民票に登録されている住所に送付されます。病院での窓口負担割合については、老人保健と同様、1割（現役並み所得者は3割）負担となります。

**被保険者証を送ります！**  
75歳以上の人（65歳以上で一定の障害のある人を含む）は現在加入している健康保険を脱退していただき、4月から後期高齢者医療制度の被保険者になります。従来の老人保健制度は廃止されます。

# 4月から後期高齢者医療制度に！！

納付方法は？  
特別徴収（年金からの天引き）の要件に該当する人には、徴収に先立

ます。ただし、所得の低い人は世帯の所得に応じて均等割額が軽減されます。これまで自分で保険料を支払っていなかった社会保険や共済組合などの被扶養者の人も、後期高齢者医療制度では個人で保険料を納めるようになります（一定期間、軽減される予定）。

※後期高齢者医療制度に加入する前に社会保険や共済組合などの被扶養者であった人は、加入後2年間は保険料の均等割額が5割軽減され、所得割額は掛かりません。さらに、平成20年度の特例として、平成20年4月分から9月分までは保険料を徴収せず、10月分から平成21年3月分までの6カ月間は均等割額が9割軽減されます。

1人当たりの保険料（年額）  
（最高限度額50万円）

均等割額	43,500円
+	
所得割額 （総所得金額等－33万円）×7.89%	

特別徴収の要件  
次の要件すべてに該当する人  
・平成20年4月1日時点で75歳以上  
・国民健康保険（国保組合を含む）の被保険者であった人  
・年金が年額18万円以上  
・介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1以下の人  
すでに介護保険料を特別徴収されている人

## Q&A

**Q** 夫（77歳）と妻（73歳）で社会保険に加入しており、妻は夫の社会保険の被扶養者です。4月になり、社会保険を脱退することになります。被扶養者である妻の健康保険はどうすればよいのでしょうか？

**A** 妻は新たな健康保険に加入する必要があります。子どもなどの社会保険の被扶養者になる予定のない人は、国民健康保険に加入することになります。

### 国保加入の届け出に必要なもの

- ①世帯主の認印
- ②社会保険の資格喪失証明書
- ③年金証書（60～65歳の人）

問い合わせ先 保険年金課 32-2071

**国民健康保険証と高齢受給者証の送付**  
4月1日から65～74歳の退職者国保の被保険者とその被扶養者は、保険証が一般国保に切り替わります。新しい保険証と高齢受給者証は3月下旬に送付します。

**加入手続きはどうすればいいの？**  
4月1日時点で75歳以上の人と4月2日以降に75歳になる人は、自動的に後期高齢者医療制度の被保険者になりますので、手続きは不要です。65歳以上で、一定の障害があるため老人保健制度に加入している人も手続きは不要です。なお、現在加入している健康保険の脱退手続きについては、それぞれの健康保険にご確認ください。

ち、4月初旬に仮徴収額決定通知書を送付します。特別徴収の要件に該当しない場合には、普通徴収として7月下旬に送付する納付書による納付をお願いします。

課（☎32-2013）までお問い合わせください

## 平成20年度から健（検）診が変わります

これまでの「基本健診」は、医療保険者が実施する「特定健康診査・特定保健指導」、市が実施する「高齢者健診」、介護保険者が実施する「生活機能評価」に切り替わります。また、「基本健診」に胃、大腸、肺の「がん検診」を追加した「節目健康診査」は、健診制度が改正されたので廃止となります。各種「がん検診」は、市がこれまでどおり実施します。

- 変更点**
- 40～64歳の人 加入している医療保険者（市国民健康保険、国民健康保険組合、政府管掌健康保険、共済組合など）が実施する「特定健康診査・特定保健指導」を受診
  - 65～74歳の人 加入している医療保険者が実施する「特定健康診査・特定保健指導」、介護保険者が実施する「生活機能評価」を受診
  - 75歳以上の人（65～74歳の人で後期高齢者医療制度該当者を含む）「後期高齢者医療制度」による健診（高齢者健診）、介護保険者が実施する「生活機能評価」を受診

健（検）診の種類		実施主体
特定健康診査	日本人の死因の多くを占める生活習慣病の予防と解消に着目した健診です。40～74歳の人を対象に、医療保険者ごとに実施します。 内容…問診、診察、計測、血液検査、検尿、心電図、貧血検査、眼底検査など 実施方法…各医療保険者から受診案内が送付され、医療機関での健診または集団健診を受けることができます	医療保険者
特定保健指導	特定健康診査の結果により専門家から生活習慣見直しに役立つ指導を受けます。 実施方法…特定健康診査の結果に応じて医療保険者から利用案内が送付されます	医療保険者
高齢者健診	「後期高齢者医療制度」の被保険者の健康保持・増進のため、市が実施します。 内容…特定健康診査に準じたもの 実施方法…市から受診案内が送付され、医療機関での健診または集団健診を受けることができます	市
生活機能評価	高齢期の健康づくりでは、現在の心身機能をできるだけ低下させないことが重要です。加齢・心身機能低下に伴う危険な老化のサインを早期に発見するものです。健診結果により、生活機能の低下が見られる場合は介護予防事業を実施します。 内容…問診、診察、計測、血液検査、心電図検査、介護予防に関する医師の判定 実施方法…対象者にチェックリストを送付しますので、必要事項を記入のうえ、返送してください。その結果により、受診対象者に受診券を送付します	市
がん検診	医療機関での検診、集団健（検）診があります。なお、平成19年度まで送付していたバーコードシールは無くなりましたので、保険証を必ず持参してください。 実施する検診と対象者 胃がん検診、大腸がん検診、結核・肺がん検診…40歳以上の人 子宮がん検診…20歳以上の女性 乳がん検診…視触診（30歳以上の女性）、マンモグラフィ併用（40～69歳の女性） 肝炎ウイルス検診…40～70歳の人 前立腺がん検診…50～69歳の男性（2年に1回）	市

※平成20年度からの健（検）診は、各医療保険者が実施するものと市が実施するものとに分かれます。それぞれの健（検）診の実施時期、場所、料金などの詳しい内容については、各医療保険者や市からのお知らせなどでご確認ください

問い合わせ先 保険年金課☎32-2071、高齢介護課☎32-2070、健康増進課☎32-2069